三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備

三　火薬庫の防湿構造及び材質を、目視等及び図面により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置等及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

三　火薬庫の構造及び材質を、目視等及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、目視等及び図面により検査する。

三　第二十五条第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間

五　第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉

六　第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ

七　第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置

5　地下式一級火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所

三　第二十五条の二第二号の火薬庫の構造

四　第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間

五　第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル

六　第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備

三　火薬庫の防湿構造及び材質を、目視及び図面により検査する。

四　火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

五　火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。

六　火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

七　火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

一　［略］

二　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

三　火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四　火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

五　搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

六　昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、目視及び図面により検査する。